

**「気になる子どもへの向き合い方
～発達障害傾向の児童生徒への具体的な対応～」**

群馬県教育研究所連盟研修会

令和5年5月31日 15:30～16:30

共愛学園前橋国際大学短期大学部

上原 篤彦

本日の研修の内容

- 1 「しょうがい」という言葉から考えよう大切なこと
- 2 保護者との連携
保護者の気持ちの受容の必要性
- 3 発達障害等本人の困難さの理解
- 4 特別支援教育にかかる制度の理解

1 「しょうがい」という言葉から考えよう大切なこと

「障がい」

「障害」

この違いはなんだろう？

「障碍」

自分だったらどの表記を使いたいか？

なぜ



「障がい」表記は嫌いとの声も

それまで障害学の分野で支配的だった「個人（医学）モデル」は、障害を個人の心身機能の障害によるものとして、医学的治療による個人に対する調整や行動の変更によって改善していこうとするものでした。

一方、2006年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に示され、日本でも2014年に批准された「社会モデル」は、社会こそが「障害（障壁）」をつくっており、それを取り除くのは社会の責務であるにとらえています。

この「社会モデル」の考え方に基づいて、あえて「害」という言葉を隠してほしくないという意見です。

2 保護者との連携

保護者の気持ちの受容の必要性

3 発達障害等本人の困難さの理解

4 特別支援教育にかかる制度の理解

教育の中でちょっと気になる学生への対応に求められることが大きく変わってきた

特別支援教育を巡る国の動向

- ① 障害者の権利に関する条約……………署名(H19)
- ② 障害者基本法……………改正(H23)
- ③ 中央教育審議会……………答申(H24)
- ④ 障害者差別解消法……………成立(H25)
- ⑤ 学校教育法施行令……………改正(H25)
- ⑥ 障害者の権利に関する条約……………批准(H26)
- ⑦ インクルーシブ教育システム構築……………開始(H26)
- 学習指導要領……………H29.4告示

特別支援教育を巡る国の動向

③ 中央教育審議会

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進についての報告

合理的配慮

障害のある子供が、ほかの子供と平等に教育を受けられるように、学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

基礎的環境整備

「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置により行う教育環境の整備のこと

合理的配慮を考える 発達障害の子どもたちの障壁を視覚化したら



配慮 が何もない状態…



平等 ではあるけど左の子は
まだ見えない…



公正 さが担保されて全員
が試合を観られる！



環境 を変えれば、ハンディ
キャップは生じない！

一番左の背の低いお子さんが、試合を観るために木箱を2つ使うことを「ズルい」「木箱を使えば身長が伸びなくなる」と言う人はきいていないでしょう。

同じように、ディスレクシアの子のタブレット使用に対する「●●さんだけ特別扱いはできない」「タブレットを使用すれば書字の苦手さが改善できない」という主張には正当性がないことは明らかです。

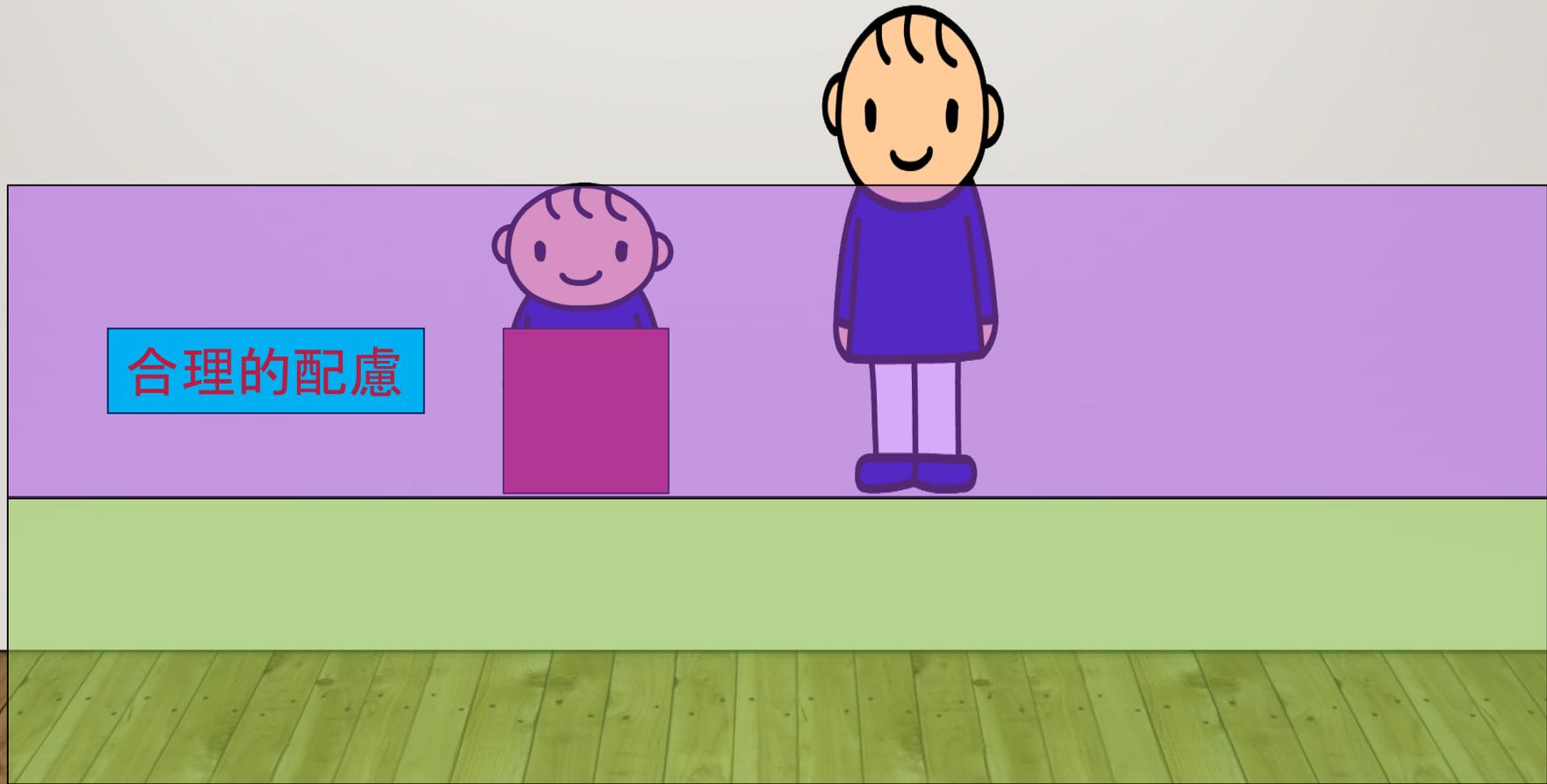
周囲の人の「発達障害リテラシー」が子どもたちの学びの妨げにならないよう、社会全体での理解を促進していきましょう。



© TEENS

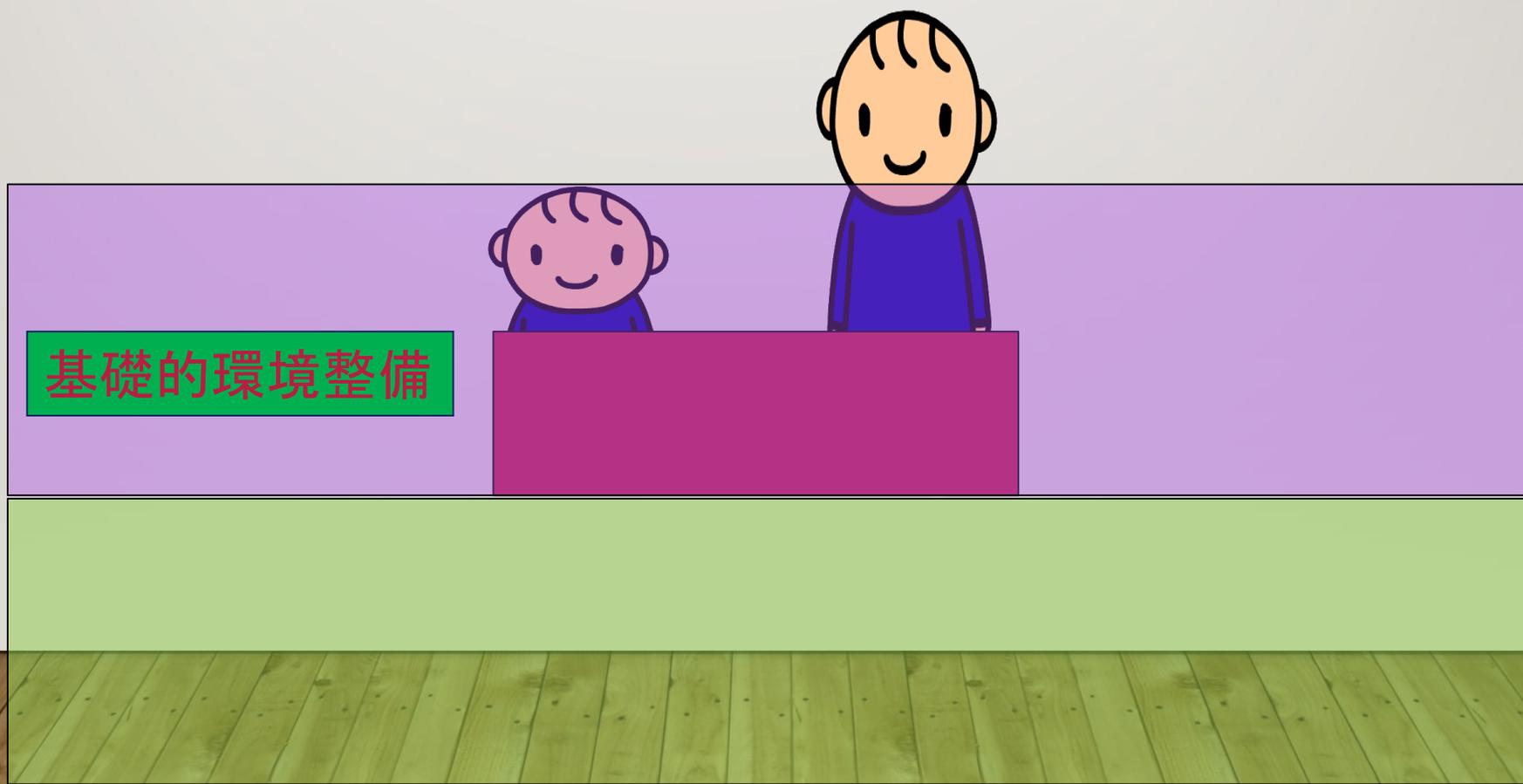
特別支援教育を巡る国の動向

合理的配慮とは??



特別支援教育を巡る国の動向

合理的配慮とは??



特別支援教育を巡る国の動向

④ 障害者差別解消法（平成25年）

- 不当な差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供の義務

特別支援教育を巡る国の動向

⑤ 学校教育法施行令（一部改正）

- 就学基準に該当する障害のある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、**障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正**
- 障害の状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備
- 視覚障害者等である児童生徒等の区域外就学に関する規定の整備
- 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

2012（H24）年7月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援の推進」の中で、「就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先の決定の仕組みを改め障害の状況、**本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する**仕組みとすることが**適当である**」と提言された。

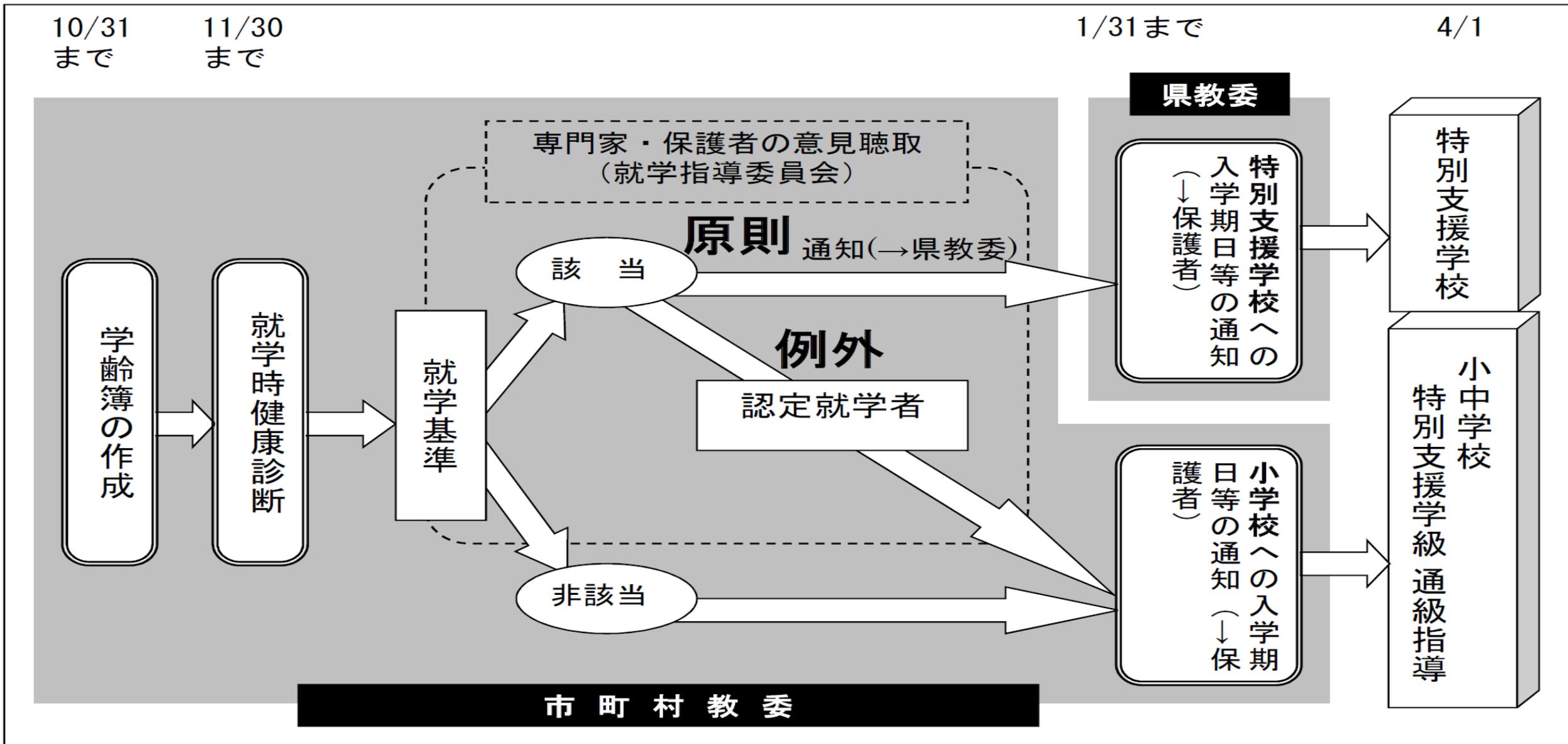
2013(H25)年9月 就学の仕組みが改められた

***この背景で大切なのが、「障害者の権利に関する条約」の署名(2007年)と批准(2014(H26)年)**

○「条約」を批准するためには、障害のある本人、保護者の意思が尊重される就学システムにしておかなければならなかった。<重要>

2. 特別支援教育を巡る国の動向

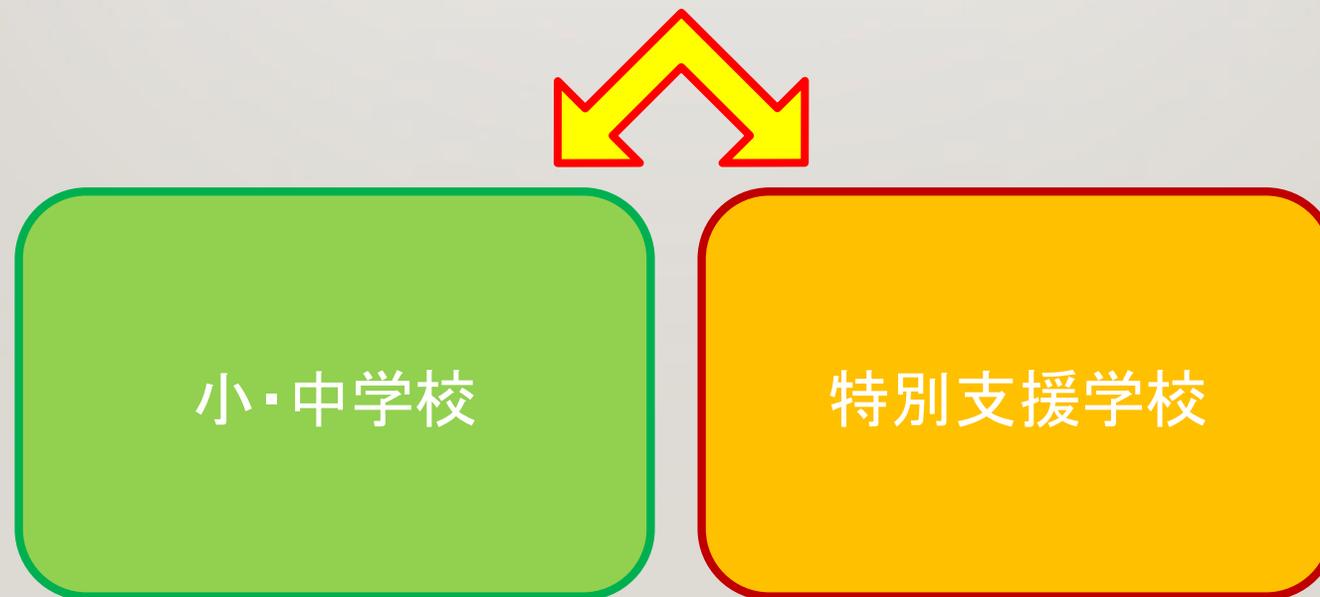
【改正前(学校教育法施行令)】



2. 特別支援教育を巡る国の動向

- 平成25年 学校教育法施行令 改正前

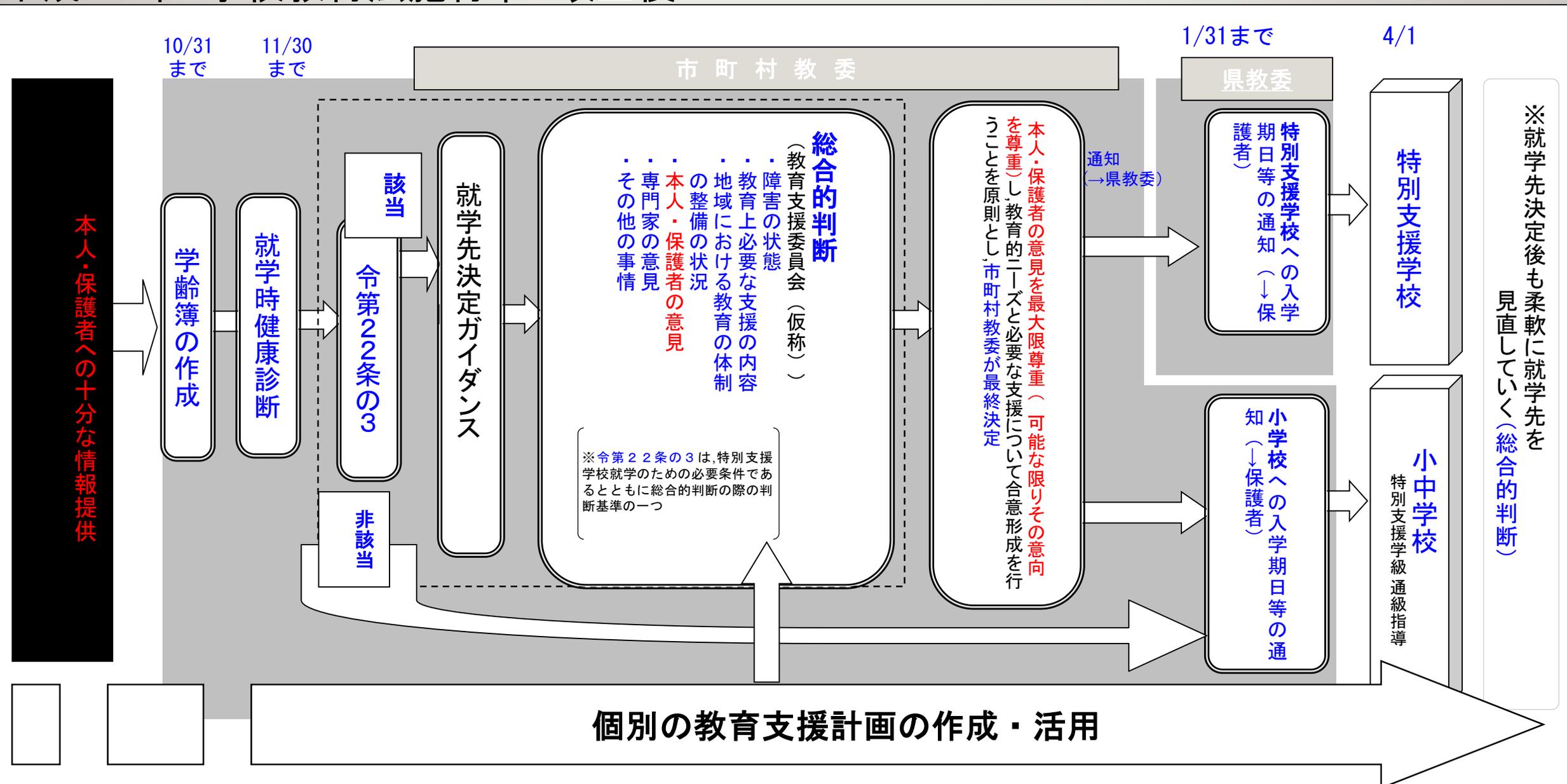
学校教育法施行令22条の3



※ 認定就学者:特別支援学校に就学するはずの子どもが,小・中学校に就学する場合

2. 特別支援教育を巡る国の動向

平成25年 学校教育法施行令 改正後



2. 特別支援教育を巡る国の動向

- 平成25年 学校教育法施行令 改正後

学校教育法施行令22条の3

小・中学校

特別支援学校

- 全ての子どもが地域の小・中学校に就学する。
- 障害のある子どもは、特別支援学校を選ぶことができる。(認定特別支援学校就学者)